

2026 年 8 月 4 日

No. AFFL_013

日本酒市場の規制環境と参入スキーム（前編）

執筆者：弁護士 手塚崇史／弁護士 乾直行

本ニュースレターは、日本の清酒製造業への参入・投資を検討する海外事業者及び外資系ファンドを主な読者として想定しています。M&Aによる既存酒蔵の取得、輸出専用の新規酒蔵の設立など、参入形態はさまざまですが、いずれの場合も日本固有の法規制の理解が不可欠です。

今回は前編・後編の2回に分けてお届けします。前編となる本稿では、日本酒市場・業界の現在地から出発し、清酒製造免許を中心とする免許制度の基本構造までを取り上げます。後編では、投資判断に直結する制度的要因（GI・酒税）、買収後の事業運営上の規制要件（ラベル・HACCP）、参入スキームの選択肢、外為法上の投資規制を取り上げる予定です。

1 業界の現在地

日本の清酒業界は、国内消費の長期的な縮小と輸出拡大という、一見相反する二つのトレンドが並走する構造的転換期にあります。この構造が、外資にとっての投資機会と事業上のリスクを同時に生み出しています。

1-1 輸出拡大トレンドと市場の国際化

日本酒の輸出額は2025年に458.8億円（前年比5.5%増）と2年連続で増加し、過去2位の水準に達しています。輸出先は81の国・地域に拡大し、1リットル当たりの平均輸出単価は

1,368 円と 10 年前（771 円）の約 1.8 倍に上昇しています。国別輸出額は中国が約 133 億円で首位、米国が約 111 億円で 2 位、韓国が約 44 億円で過去最高を更新しています¹。

政府は清酒を農林水産物・食品の輸出重点品目に指定しており、2030 年までに輸出額 760 億円を目標としています²。GI（地理的表示）「日本酒」が日 EU・EPA、日英 EPA のもとで EU 及び英国において相互保護されていることも³、輸出ブランドとしての価値を高める制度的基盤となっています。

1-2 国内市場の構造と「岩盤規制」が生む参入障壁の価値

国内の清酒消費量は 1973 年のピーク以降、半世紀にわたり減少を続けており、現在の課税移出数量はピーク時の約 3 割程度です⁴。これに伴い酒蔵の数も減少が続いており、既存蔵元にとっては厳しい競争環境となっています。

一方で、後述する清酒製造免許の「岩盤規制」により、国内向け新規製造免許は原則として認められていません。これは既存の酒蔵が法的に保護された参入障壁を有することを意味し、M&A による既存酒蔵の取得が、日本酒製造業への実質的な唯一の本格的参入ルートとなっています。希少性・ブランド・製造免許が一体となった既存蔵元のアセットバリューは、この規制環境によって下支えされています。

1-3 酒米価格高騰—投資判断に影響するコストリスク

2024 年夏に表面化した主食用米の価格高騰（「令和の米騒動」）は、清酒業界を直撃しています。農家が 2025 年産の作付けを酒米から主食用米にシフトした結果、酒造好適米の供給が減少しました。帝国データバンクの調査（2025 年 12 月公表）によれば、2024 年度の蔵元の業績は赤

¹ 日本酒造組合中央会「2025 年度日本酒輸出実績は金額・数量共に前年度越え」2026 年 2 月 6 日
(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000104.000083559.html>)

² 国税庁「最近の日本産酒類の輸出動向について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0026002-066.pdf>)

³ 国税庁「日本産酒類 GI の保護について日 EU・EPA と同一内容を確保」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0020010-116.pdf>)

⁴ 国税庁「酒レポート 令和 6 年 6 月」(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2024/pdf/0002.pdf>)

字・減益が合わせて 6 割超に達し、利益合計は前年度比 25.6%減の 93 億円に落ち込んでいます。2025 年産酒米の価格が前年比 4 割以上上昇した事例も報告されており⁵、原料調達コストの高騰は M&A・投資判断における重要なバリュエーションリスクです。

国税庁・内閣府・日本酒造組合中央会等は資金繰り支援・補助金・緊急対策保証を相次いで打ち出していますが⁶、原材料費高騰は事業者にとって最優先の経営課題であり続けています。日本酒最大手の月桂冠でさえ「状況次第で減産もやむを得ない」とするほどの深刻な状況です⁷。

2 酒類免許制度の基本構造

日本では、酒類を「継続的に」販売又は製造するためには、酒税法に基づく免許を取得することが原則として必要です（酒税法第 7 条、第 9 条）。「酒類販売業」とは酒類を継続的に販売することをいい、営利目的であるかどうか、また特定又は不特定の者への販売かどうかを問いません。免許なしで継続的に販売した場合、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金が科されるリスクがあります（酒税法第 56 条）⁸。

2-1 制度の概要と免許の体系

酒類免許は大きく「製造免許」と「販売業免許」に区分されます。製造免許は酒類の品目別かつ製造場ごとに取得するもの（酒税法第 7 条第 1 項）であり、販売業免許は販売場ごとに取得するもの（同法第 9 条第 1 項）です。販売業免許はさらに「小売免許」と「卸売免許」に分類され、販売方法・対象に応じて以下のとおり細分化されています⁹。

⁵ 帝国データバンク「全国『日本酒製造』業界動向調査（2024 年度）」2025 年 12 月 13 日

(<https://www.tdb.co.jp/report/industry/20251213-sake24fy/>)

⁶ 国税庁「高騰する原料米価格にお困りの酒類業者の皆様へ」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kakaku/index.htm>)

⁷ 日本経済新聞「日本酒生産にコメ不足の影 25 年産原料米 2 割高、月桂冠は減産も視野」2025 年 7 月 11 日

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF24DBM0U5A620C2000000/>)

⁸ 国税庁「第 9 条 酒類の販売業免許」(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-05.htm>)

⁹ 国税庁「第 9 条 酒類の販売業免許」(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-05.htm>)

2-2 清酒製造免許への参入規制

清酒製造業への参入を検討する海外事業者・外資系ファンドにとって、まず把握すべきは製造免許に係る参入規制の構造です。

国内向け新規免許は原則取得不可	酒税法第 10 条第 11 号の需給調整要件（市場縮小を理由に新規参入を制限）により、国内向け清酒製造の新規免許は事実上認められない ¹⁰ 。このため、既存酒蔵の増設・買収・事業承継が実務上の選択肢となる ¹¹ 。
最低製造数量基準	酒税法第 7 条第 2 項第 1 号により、通常の清酒製造免許には年間 60kl 以上の製造が求められる。これは他の品目（果実酒・リキュール等の 6kl）と比較しても高い参入障壁である。
輸出用清酒製造免許	2020 年（令和 2 年）度税制改正で新設。輸出専用に関し、60kl の最低製造数量基準及び需給調整要件の双方が適用除外となる。ただし原料の米・米こうじに国内産米のみを使用し、国内で製造・容器詰めしたものに限り（国内販売は原則不可）という制限がある ¹² 。

酒税法第 10 条第 11 号の需給調整要件により、国内向け清酒製造の新規免許は市場縮小を理由に事実上閉鎖された状態が続いています。外資であっても例外はなく、国内向けの清酒製造業に新規参入するためには、原則として既存酒蔵の M&A・事業承継が唯一の現実的な選択肢です。

他方、輸出を主目的とする場合には、令和 2 年度税制改正で新設された輸出用清酒製造免許が現実的な選択肢となります。需給調整要件及び最低製造数量基準（60kl）のいずれも適用されないため、新規参入のハードルが大幅に低下しています。

M&A による酒蔵買収の場合、買収対象会社が保有する製造免許・販売免許の種類・有効性・条件の内容が、デューデリジェンスの最重要確認事項の一つとなります。ただし、免許は「人」・「場所」・「物（品目）」に紐付いており、買収後の事業変更や製造場の移転には別途許可が必要となる点にも留意が必要です。

¹⁰ 国税庁「第 10 条 製造免許等の要件」（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-08.htm>）

¹¹ 三重県からの酒造免許移転により新規参入を果たした上川大雪酒造株式会社については、垂見和磨『北の酒蔵よ よみがえれ！』（世界文化社、2024 年）

¹² 国税庁「輸出用清酒製造免許に関する Q & A」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/seishuseizo/pdf/0021001-109_05.pdf）

2-3 外国人・外国法人による免許取得の要件

日本の酒類免許制度に国籍要件はなく、外国人・外国法人であっても、日本人・日本法人と同様の法的要件のもとで製造免許及び販売業免許を取得することができます。もっとも、実務上は以下の諸点が重要となります。

免許申請の前提として、日本国内に物理的な製造場又は販売場が存在することが必要であり¹³、国内拠点の確保が出発点となります。最も一般的なのは日本法人（株式会社等の100%子会社）を設立する方法です。なお、輸出入酒類卸売業免許に限っては、国税庁の解釈通達において、外国法人が日本支店として登記し（会社法第817条第1項、第933条、商業登記法第127条）、日本における代表者を定めたうえで申請することが明文で認められています¹⁴。明文の規定はないものの、他の酒類販売業免許についても同様の取扱い（外国法人が日本支店を登記し、日本における代表者を定めたうえで申請すること）が認められているとのこと¹⁵。

法人が申請者の場合、申請法人のほか業務を執行する役員全員が酒税法第10条第1号～第8号所定の欠格事由に該当しないことについて、誓約書による誓約が求められます¹⁶。外国人個人が申請者又は経営者となる場合は、「経営・管理」の在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一の二）を有していることが確認項目となりますが、令和7年10月施行の改正により許可基準が厳格化（常勤職員の雇用義務化等）されている点に留意が必要です¹⁷。

¹³ 各免許申請書は「販売場の所在地」等を記載すべきことを求めており、日本国内の住所以外に書きようがない建付けとなっています。

¹⁴ 国税庁「第10条 製造免許等の要件」9 輸出入酒類卸売業免許についての取扱い（1）は、「申請者等が、外国人である場合は住民基本台帳法に規定する住民票を有している、又は、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。」としています（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-07.htm>）

¹⁵ 税務署に対して令和8年7月10日に匿名で電話照会を行ったところ、担当者からは、明文の規定はないものの、他の酒類販売業免許についても輸出入酒類卸売業免許と同様の取扱い（外国法人が日本支店を登記し、日本における代表者を定めたうえで申請すること）が認められている旨の回答を得た。もっとも、これは電話照会に対する担当者の口頭での回答にとどまり、国税庁としての公式見解や先例としての拘束力を有するものではない点に留意する必要がある。

¹⁶ 国税庁「酒類製造免許の申請等の手引（果実酒製造用）」「酒類製造免許の免許要件誓約書により誓約してください」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/0022003-177_01.pdf）、国税庁「酒類販売業免許の免許要件誓約書（通信販売酒類小売業免許申請用）」

（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/050825/pdf/01/CC1-5104-9.pdf>）

¹⁷ 出入国在留管理庁「在留資格『経営・管理』に係る上陸基準省令等の改正について」令和7年10月16日施行（https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html）

製造免許については、品目別かつ製造場ごとの取得が必要であり（酒税法第 7 条第 1 項）、最低製造数量基準（同条第 2 項）を満たす見込みがあることが求められます¹⁸。製造・衛生に関する技術的能力（酒税法第 10 条第 12 号）も審査されますが、申請者自身に経験がなくても、必要な技術者を雇用していれば要件を充足できます。

そして、重要なのが「経営の基礎が薄弱でないこと」（酒税法第 10 条第 10 号）の審査です¹⁹。この要件は、事業経営に必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、設備の不十分、経営能力の貧困等によって販売代金の回収等に支障が生じるおそれがあるかどうかという観点から判断されるものであり、外国法人や新設法人の場合は実質的な事業基盤・資金調達力の立証が特に重要となります。

2-4 販売業免許の取得—製造を行わない場合の選択肢

製造を行わず、仕入れた酒類を販売するのみの場合は、製造免許は不要であり、販売業免許のみを取得すれば足ります（酒税法第 9 条第 1 項）。

なお、販売業免許の申請にあたっては、上記 2-3 で述べた外国人・外国法人固有の要件（国内拠点・欠格事由・経営基礎要件）が同様に適用されます（酒税法第 9 条、第 10 条、法令解釈通達第 9 条・第 10 条関係）。

区分	免許の種類（抜粋）	主な内容
小売免許	一般酒類小売業免許	実店舗で全酒類を販売できる基本的な免許
	通信販売酒類小売業免許	インターネット等で 2 都道府県以上の消費者に販売できる免許
卸売免許	全酒類卸売業免許	全種類の酒類を卸売できる免許（需給調整要件あり・取得難度高）

¹⁸ 国税庁「第 10 条 製造免許等の要件」（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-08.htm>）

¹⁹ 国税庁「第 10 条 製造免許等の要件」（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-07.htm>）「法第 10 条第 10 号《製造免許等の要件》に規定する『経営の基礎が薄弱であると認められる場合』とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。」

	輸出入酒類卸売業免許	輸出・輸入酒類の卸売に特化した免許（需給調整要件の適用外）
--	------------	-------------------------------

次回（後編）では、投資判断に直結する制度的要因（GI・酒税）、買収後の事業運営上の規制要件（ラベル・HACCP）、参入スキームの選択肢、外為法上の投資規制を取り上げます。

本稿は、2026 年 8 月 4 日時点で公表されている法令及び情報に基づいています。

執筆者

弁護士 手塚 崇史（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: takashi.tezuka@aplaw.jp

弁護士 乾 直行（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: naoyuki.inui@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティス・チーム

Email: cpg_affl@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

